



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ氏名又は名称 カブシキカイシャ 株式会社久保総合設備  
 住所 奈良県奈良市針ヶ別所町659番<sub>上</sub>也  
フリガナ代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク 代表取締役 クボ 久保隆一  
 電話番号 0743-84-0155  
 FAX番号 0743-84-0068  
 メールアドレス ma32tt27ml@kcn.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)  
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。  
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3
- 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 10者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	レ	23	王寺町 水道事業管理者	レ
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者	レ	24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者	レ	25	河合町 水道事業管理者	レ
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	レ	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者	レ	13	平群町 水道事業管理者	レ	20	高取町 水道事業管理者	レ	27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	レ	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	



様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

## 指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 30年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社久保総合設備

住 所 〒632-0112 奈良県奈良市針ヶ別所町659番地

代表者氏名 代表取締役 久保 隆一



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 クボ 久保 リュウイチ 隆一	
取締役 クボ 久保 ミュキ 美由希	
事業の範囲	水道施設工事、管工事、浄化槽工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社久保総合設備
上記事業所の所在地	郵便番号 632-0112 住所 奈良県奈良市針ヶ別所町659  電話番号 0743 - 84 - 0155 F AX番号 0743 - 84 - 0068 メールアドレス ma32tt27ml@ken.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
久 保 隆 一	第 203167 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	
給水装置工事主任技術者免状の交付番号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

平成30年 11月 22日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	ディスクグラインダー	マキタ 100mm	3	
	ディスクグラインダー	マキタ 180mm	1	
	レックス バンドソー	マンティス 180mm	1	
	金切りのこ	洋ノコ型	1	
管の加工用の 機械器具	ねじ切り機（自動）	80A	1	
	ねじ切り機（自動）	40A	1	
	やすり	平型 300mm	1	
接合用の 機械器具	パイプ挿入機	200A	1	
	パイプレンチ	450mm	2	
	パイプレンチ	600mm	2	
	ガストーチランプ	ガス式	2	
水圧テスト ポンプ	手動テストポンプ		6	
	電動テストポンプ		1	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、  
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。



# 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 30年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社久保総合設備

住 所 奈良県奈良市針ヶ別所町659番地

代表者氏名 代表取締役 久保 隆一



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良市針ヶ別所町 6 5 9 番地  
株式会社久保総合設備

会社法人等番号	1500-01-016992
商号	株式会社久保総合設備
本店	奈良市針ヶ別所町 6 5 9 番地
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	平成 23 年 5 月 24 日
目的	1. 土木工事業 2. 建築工事業 3. 電気工事業 4. 水道施設工事業 5. 管工事業 6. とび・土工事業 7. ほ装工事業 8. 石工事業 9. 鋼構造物工事業 10. しゅんせつ工事業 11. 塗装工事業 12. 消防施設工事業 13. 浄化槽工事業 14. 産業廃棄物収集運搬業 15. 前各号に付帯する一切の事業 平成 23 年 6 月 2 日変更 平成 23 年 6 月 17 日登記
発行可能株式総数	240 株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 60 株
資本金の額	金 300 万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

役員に関する事項	取締役 <u>久保弘二</u>	平成27年11月26日辞任 ----- 平成27年11月26日登記
	取締役 久保隆一	
	取締役 久保美由希	平成27年11月26日就任 ----- 平成27年11月26日登記
	奈良市針ヶ別所町 6 5 9 番地 代表取締役 <u>久保弘二</u>	平成27年11月26日退任 ----- 平成27年11月26日登記
	奈良市針ヶ別所町 6 5 9 番地 代表取締役 久保隆一	平成27年11月26日就任 ----- 平成27年11月26日登記
登記記録に関する事項	設立	平成23年 5月24日登記

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成30年11月22日

奈良地方法務局  
登記官

菊池寛之



# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社久保総合設備と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事業
2. 建築工事業
3. 電気工事業
4. 水道施設工事業
5. 管工事業
6. とび・土工工事業
7. ほ装工事業
8. 石工事業
9. 鋼構造物工事業
10. しゅんせつ工事業
11. 塗装工事業
12. 消防施設工事業
13. 浄化槽工事業
14. 産業廃棄物収集運搬業
15. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県奈良市に置く。

(機関構成)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第 3 2 6 条第 2 項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、240 株とする



(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第10条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第12条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

### 第3章 株主総会

(株主の住所等の届け出)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続きの省略)

第14条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長及び決議の方法)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ③ 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第16条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

## 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、1名以上5名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第22条 当社に取締役2人以上いるときは代表取締役1人を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

② 代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。

③ 社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第23条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとき

は、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第27条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金300万円とする。

(最初の事業年度)

第28条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成24年4月30日までとする。

(発起人の氏名及び住所)

第29条 当会社の発起人の氏名及び住所は、次のとおりである。

奈良県奈良市針ヶ別所町659番地  
久保 弘二

奈良県奈良市針ヶ別所町659番地  
久保 隆一

(定款に定めがない事項)

第30条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

平成30年 11 月 22 日

以上、現状の定款と相違ございません。

奈良県奈良市針ヶ別所町659番地

株式会社久保総合設備

代表取締役 久保 隆一



第二〇三一六七号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

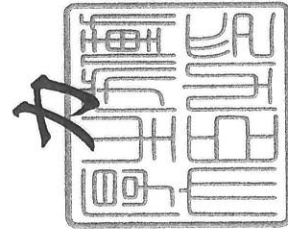
氏名 久保隆一

昭和五十一年二月二十六日生

水道法(昭和三十一年法律第七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成十四年二月二十七日

厚生労働大臣 坂口



# ゼンリン住宅地図プリントサービス

奈良県奈良市針ヶ別所町



(株)ゼンリン カスタマーサポートセンター 0120-210-616

受付時間： 月～土 9:30～17:30 (休日、弊社指定祭日を除く)

- お客様は、以下の条件にご同意頂いた場合のみこの地図をご使用になれます。
- この地図が、株式会社ゼンリンの著作物であること。従って、この地図の全部または一部の他の利用を行わないこと。
- この地図の全部または一部を有償無償及び方法の如何を問わず、複製、貸与、使用許諾、送信その他の第三者に利用させないこと。
- 印刷物が、必ずしもお客様特定の使用目的または要求を満たすものではなく、また至てか正確なデータは完全ではないこと。印刷物が判読しにくい可能性があること。及び当社はこれらの著作物があったとしても印刷物の交換・修補・代金返還その他の責任を負わないこと。
- この地図に関してお客様に負う損害賠償責任は、請求原因の如何を問わず、故意または重大な過失がある場合を除き、賠償または返還請求は認められ、また、お客様がお支払いになったサービスの料金の額を限度とする。

(C) ZENRIN CO., LTD.











## 委任状

(代理人) (事務所) 奈良市柳町31-1  
和田ビル602号  
(職氏名) 行政書士 梅屋 望  
(登録番号) 第05280707号  
TEL.0742-94-5147 FAX.0742-94-5137

私は、上記のものを代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

一. 指定給水装置工事事業者指定申請書の書類作成、補正及び提出に関する権限

平成 30 年 11 月 15 日

委任者

所在地 奈良県奈良市針ヶ別所町659番地

名称 株式会社久保総合設備

代表者 代表取締役 久保 隆一





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキカイシャ 株式会社久保総合設備  
 住所 奈良県奈良市針ヶ別所町659 番地  
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク 代表取締役 クボ 久保隆一  
 電話番号 0743-84-0155  
 FAX番号 0743-84-0068  
 メールアドレス ma32tt27ml@kcn.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 10 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	レ	23	王寺町 水道事業管理者	レ
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者	レ	24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者	レ	25	河合町 水道事業管理者	レ
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	レ	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者	レ	13	平群町 水道事業管理者	レ	20	高取町 水道事業管理者	レ	27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	レ	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	



様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成30年 月 日

株式会社久保総合設備

〒632-0112

届出者 奈良県奈良市針ヶ別所町659番地

代表取締役 久保 隆一



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社久保総合設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
久 保 隆 一	第 203167 号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二〇三一六七号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

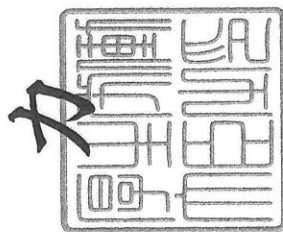
氏名 久保隆一

昭和五十一年二月二十六日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成十四年二月二十七日

厚生労働大臣 坂口





## 委任状

(代理人) (事務所) 奈良市柳町31-1  
和田ビル602号  
(職氏名) 行政書士 梅屋 望  
(登録番号) 第05280707号  
TEL.0742-94-5147 FAX.0742-94-5137

私は、上記のものを代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

一. 給水装置工事主任技術者選任届出書の書類作成、補正及び提出に関する権限

平成 30 年 11 月 15 日

委任者

所在地 奈良県奈良市針ヶ別所町659番地

名称 株式会社久保総合設備

代表者 代表取締役 久保 隆一

